

## 海技教育機構第2期中期目標

独立行政法人海技教育機構（以下「機構」という。）は、船員（船員であった者及び船員になろうとする者を含む。以下同じ）に対し船舶の運航に関する学術及び技能を教授すること等により、船員の養成及び資質の向上を図り、もって、安定的かつ安全な海上輸送の確保を図ることを目的とする。

その運営に当たっては、自律性、自発性及び透明性を備え、業務をより効率的かつ効果的に行うという独立行政法人の趣旨を十分に踏まえつつ、本中期目標に従って、質の高い教育を効率的かつ効果的に行うことにより、国土交通省成長戦略に掲げた「海運力の発揮」をはじめとする国土交通政策に係るその任務を的確に遂行するものとする。

事務・事業の実施に当たっては、わが国の海上輸送の安全・安定に貢献できるよう、海運業界、船員教育・訓練機関及び関係者との連携をさらに強化し、教育の不断の見直しにより、その質の向上に努めるとともに、海運業界等との役割分担のあり方を検討し、独立行政法人として求められている事務・事業の効率性を追求するものとする。

### 1. 中期目標の期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間

### 2. 業務運営の効率化に関する事項

#### (1) 組織運営の効率化の推進

児島清算室の廃止、教育管理業務の効率化により、要員の縮減等を進め、より効率的な組織運営体制を確立する。

#### (2) 人材の活用の推進

船員教育の質の向上や効率的な教育の実施を図るために、航海訓練を行う航海訓練所、座学を行う船員教育機関7校（商船系大学2校及び商船系高等専門学校5校）及び海運会社との人事交流を積極的に推進する。

また、組織の一層の活性化を図るために、海事関連行政機関等とも人事交流を積極的に推進する。

#### (3) 業務運営の効率化の推進

管理部門の簡素化、アウトソーシングの活用、及び公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することにより、一般管理費及び業務経費を節減し、業務運営の効率化を図る。

一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行

った上で、適切な見直しを行い、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。）を6%程度抑制する。

また、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。）を2%程度抑制することとする。

### 3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

#### (1) 海技教育の実施

「独立行政法人海技教育機構法」第11条第1項第1号に基づき、船員に対し船舶の運航に関する学術及び技能を教授する。

また、「独立行政法人海技教育機構法」第11条第2項に基づき、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」（平成16年法律第31号）第8条第2項の規定による同条第1項の講習の実施に関する業務を行う。

海技教育の実施に当っては、国際条約の改正等に的確に対応するとともに、船員教育・訓練機関及び海運業界と連携して、海運業界に必要な船員像の明確化及びニーズの一層の精査を行った上で、国の政策に沿って、必要とされる教育を効果的・効率的に行えるよう、教育体制を見直すものとする。

#### ① 海技資格の取得を図るための教育（以下「資格教育」という。）

イ 船員養成事業については、海技課程の本科及び専修科の期首の入学定員を350名とし、近い将来、船員の不足が深刻化するとの認識を踏まえて、海運業界の需要を見極めた上で、中期目標期間中に入学定員を見直し、期末までに新たな養成規模で教育を実施する。

ロ 海技課程の本科及び専修科の教育については、航海訓練所の内航用練習船を活用した新たな訓練の導入を踏まえて、航海訓練所との連携を強化し、効果的かつ効率的に船員を養成できるよう教育内容を見直す。

ハ 国際条約で求めている海技資格の取得については、補講、模擬試験、個別指導等の実施により、教育効果を高め、海技従事者国家試験の合格率の維持・向上を図る。

② 船舶運航実務課程の講習等については、実施する講習が、真に独立行政法人が行うべきものであるかどうかについて、海運業界等のニーズを踏まえた検討を行い、平成23年度中に講習全体を見直す。

③ 船舶運航実務課程の水先人教育については、水先人の安定確保に資するため、その教育を的確に実施するとともに、関係者と連携して、これまでの教育実績・成果を検証し、教育の質の向上を図る。

④ 船員及び将来の海技者としての意識を高めるため、統率力、協調性、柔軟性など

の資質の涵養の強化を図る。

- ⑤ 海事関連企業への就職については、企業訪問等の求職活動や就職指導を強化することにより、就職率を維持・向上するよう努めることとする。
- ⑥ 海運業界や船員教育・訓練機関等との意見交換会等を通じて、海運業界のニーズを的確に把握するとともに、相互の連携を強化することにより、教育の質を向上させる。
- ⑦ 授業に必要な船舶運航に関する最新の知識及び技能を習得するための教員の研修計画を策定し、研修及び船舶乗船研修を実施するとともに、適正な運営に必要な事務員等の研修計画を策定し、研修を実施する。
- ⑧ 受験・入学のための広報活動を外部機関との連携により充実・強化し、船員を目指す人材をより多方面から確保するよう努める。

## (2) 研究の実施

「独立行政法人海技教育機構法」第11条第1項第2号に基づき、船舶の運航に関する高度の学術及び技能に関する研究を行う。

研究の実施に当っては、機構の目的を踏まえて、海技教育及び船舶運航に関する研究を組織的に行い、その結果を教育に反映し、船員の資質の向上を図ること等により、安全な海上輸送の確保に資するよう努めることとする。

## (3) 成果の普及・活用促進

「独立行政法人海技教育機構法」第11条第1項第3号に基づき、海技教育の知見及び船舶運航に関する研究成果の普及・活用を図るとともに、海事思想を広く普及するための活動を行う。

成果の普及・活用促進に当っては、海技教育及び船舶運航関係の知識、技術、研究成果及びその他海事に関する情報等を海運業界、学会及び国民等へ積極的に公表して教育・研究成果の普及を目指すとともに、職員の専門知識の活用を図るために、国内外を問わず、研修員の受入れ及び各種機関・委員会へ専門家としての職員派遣等を推進する。

## (4) 内部統制の充実・強化

機構の目的を有効かつ効率的に果たすために、自己点検・評価体制の定期的な見直しなどによりモニタリング機能を強化するとともに、全職員が内部統制活動に参加できる仕組みを構築し、内部統制の充実・強化を図る。

## (5) 業務運営の情報化・電子化の取組

情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化に取り組み、業務運営の効

率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。

#### 4. 財務内容の改善に関する事項

運営費交付金を充当して行う事業については、「2. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

自己収入について、本科及び専修科にあつては、授業料を段階的に引き上げることにより、自己収入を拡大するものとする。また、船舶運航実務課程にあつては、講習の実施にかかる経費と講習料との関係を踏まえて、上記「3. (1) ②」に記載するとおり、実施する講習を精査し、継続する講習にあつては、講習料の引き上げなどにより受益者負担を確実に求めるものとする。併せて、事業全体についても、受益者負担のあり方について検討する。

#### 5. その他業務運営に関する重要事項

##### (1) 施設・設備の整備

機構の目的の確実な達成のために、必要となる施設に関する整備計画を策定し、効果的な業務運営を図る。

##### (2) 保有資産の検証・見直し

保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、保有の必要性について検証する。

##### (3) 人事に関する計画

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）に基づく平成 18 年度から 5 年間で 5 % 以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を 23 年度も引き続き着実に実施するとともに、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

##### (4) その他

中期目標の期間中に実施される船員養成の規模、体制についての更なる検討等、船員教育の見直しに関する検討の結果を踏まえ、必要に応じ、所要の措置を講じることとする。